

# 令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証 が一体化され紙の保険証の新規交付は終了します



## 現行の保険証と限度額認定証、限度額適用・標準負担限度額認定証の新規交付の終了

令和6年12月1日までに交付された保険証と限度額認定証、限度額適用・標準負担限度額認定証は、住所や負担割合等の資格情報に変更がない限り、有効期限(令和7年7月31日)までこれまでどおりにお使いいただくことができます。

## 令和6年12月2日以降、医療機関や薬局では以下の方法で医療保険の資格情報を確認します

### 1 マイナ保険証

- マイナ保険証を医療機関や薬局の受付で顔認証付きカードリーダーの読み取り口に置き、画面の指示に従って受付をしてください。



#### ◆マイナ保険証とは？

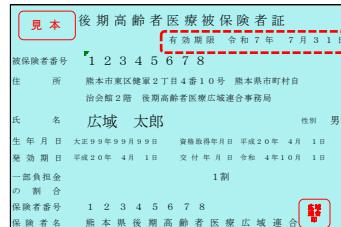
- 保険証利用登録をしたマイナンバーカードのことです。
- マイナ保険証の利用登録方法は、医療機関・薬局に備え付けのカードリーダー、マイナポータル、セブン銀行ATM等から行うことができます。  
(マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずマイナンバーカードの取得申請が必要です。お住いの市町村にお問い合わせください。)

#### ◆マイナ保険証を使うメリット

- より良い医療を受けることができる
  - 過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
  - お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。
- 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除
  - 限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

### 2 紙の保険証（令和6年12月1日時点でお手元にある有効な保険証）

- 現在の保険証は、令和6年12月2日以降、交付(紛失による再交付を含む)されなくなります。
- 令和6年12月1日までに交付された保険証は住所や負担割合等に変更がない限り、有効期限(令和7年7月31日)までこれまでどおりにお使いいただくことができます。



### 3 資格確認書

- 令和6年12月2日以降、①マイナ保険証または②有効な紙の保険証のいずれもお持ちでない方には、ご本人の被保険者資格の情報を記載した資格確認書を交付します。
- 熊本県の後期高齢者医療制度における資格確認書は、これまでの保険証と同じカード型(材質は紙。色付き。)となります。

#### ◆資格確認書の交付

- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでない以下の方には申請していただくことなく資格確認書を交付します。資格確認書はお住いの市町村からお届けします。
  - 新たに資格取得となった方(年齢到達・転入など)
  - 資格情報が変更になった方(氏名や負担割合など)
  - 紙の保険証が使えなくなった方(有効期限切れを含む)
- ※ DVの支援措置者(マイナポータルの自己情報閲覧ができない)の方には、マイナ保険証をお持ちでも、申請していただくことなく交付します。
- マイナ保険証をお持ちである場合でも、マイナンバーカードを紛失した方・更新中の方、介護者などの第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難である場合は、申請していただくことで資格確認書を交付します。
- ※ 令和6年12月2日以降は、自己負担限度額の区分を記載した資格確認書を提示することで、引き続き自己負担限度額を超える支払いが免除されます。

### 4 資格情報のお知らせ

- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちの方のうち次に該当された方へ、ご本人の被保険者資格の情報を記載した資格情報のお知らせを交付します。
- 熊本県の後期高齢者医療制度における資格情報のお知らせはA4サイズ(材質は紙。)となります。

#### ◆資格情報のお知らせの交付

- 新たに資格取得となった方(年齢到達・転入など)
  - 資格情報が変更になった方(氏名や負担割合など)
  - 紙の保険証が使えなくなった方(有効期限切れを含む)
- ※ 上記に該当していても資格確認書が交付されている方へは送付されません。
- 医療機関や薬局の窓口でマイナ保険証の読み取りができる場合には、マイナ保険証と一緒に「マイナポータルの資格情報画面」や「資格情報のお知らせ」を提示することで、受診することができます。
- ※ 「資格情報のお知らせ」や「マイナポータルの資格情報の画面」のみでは医療機関等を受診できません。必ずマイナ保険証を持参してください。